

平成31年度白石町利用者負担額【保育料】

【教育標準（1号）認定】

（単位：円）

階層区分	定義	多子年齢制限	3歳以上児
第1	生活保護世帯	なし	0
第2-A	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	なし	0
第2-B	市町村民税非課税世帯（一般世帯）	なし	3,000
第3-A	市町村民税所得割課税額 77,100円以下（ひとり親世帯等）	なし	3,000
第3-B	市町村民税所得割課税額 77,100円以下（一般世帯）	なし	10,100
第4	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	有	20,500
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	有	25,700

《注意》

- この保育料は給食材料費は含まれておりません。
- この保育料は、幼稚園・認定こども園（1号認定）に通う利用者が対象になります。
- 多子世帯の年齢制限について
  - 第1から第3-B階層の方は、兄または姉の年齢制限なしで第1子、第2子等と判定し、第2子は半額、第3子以降は0円となります。ただし、第2-B、第3-A階層の第2子以降は0円となります。
  - 第4から第5階層の方は、小学校3年生以下の子どもから第1子、第2子等と判定し、第2子は半額、第3子以降は0円となります。
- 定義欄内の『ひとり親世帯等』には、ひとり親世帯のほか、障害児（者）同居世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困難していると町長が特別に認める世帯を含みます。
- 利用者負担額の根拠となる税額の計算には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。
- 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税所得割課税により決定します。

【保育標準・短時間（2号・3号）認定】

（単位：円）

階層区分	定義	多子年齢制限	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯	なし	0	0	0	0	0	0
第2-A	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	なし	0	0	0	0	0	0
第2-B	市町村民税非課税世帯（一般世帯）	なし	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400
第3-A	市町村民税所得割課税額 48,600円未満（ひとり親世帯等）	なし	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400
第3-B	市町村民税所得割課税額 48,600円未満（一般世帯）	なし	17,500	17,300	14,800	14,600	14,800	14,600
第4-1A	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満（ひとり親世帯等）	なし	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400
第4-1B	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満（一般世帯）	なし	27,000	26,600	24,300	23,900	24,300	23,900
第4-2A	市町村民税所得割課税額 57,700円以上77,101円未満（ひとり親世帯等）	なし	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400
第4-2B	市町村民税所得割課税額 57,700円以上77,101円未満（一般世帯）	有	27,000	26,600	24,300	23,900	24,300	23,900
第4-3	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	有	27,000	26,600	24,300	23,900	24,300	23,900
第5	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	有	35,600	35,100	30,400	29,800	24,700	24,200
第6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	有	48,800	48,000	30,400	29,800	24,700	24,200
第7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	有	64,000	63,000	30,400	29,800	24,700	24,200
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	有	83,200	81,900	30,400	29,800	24,700	24,200

《注意》

1. 多子世帯の年齢制限について

- 第1から第4-2A階層の方は、兄または姉の年齢制限なしで第1子、第2子等と判定し、第2子は半額、第3子以降は0円となります。ただし、第2-B、第3-A、第4-1A、第4-2A階層の第2子以降は0円となります。
- 第4-2Bから第8階層の方は、小学校就学前かつ施設等を同時に利用する場合に第1子、第2子等と判定し、第2子は半額、第3子以降は0円となります。

2. 第4-2Bから第8階層で、同一世帯内に扶養義務者と生計を一にする18歳未満の子どもが3人以上同居している場合の第3子以降のひとり入所については、上記表【上段】の負担額から30%軽減を行います。（上記1の軽減者は除く。）

3. 定義欄内の『ひとり親世帯等』には、ひとり親世帯のほか、障害児（者）同居世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困難していると町長が特別に認める世帯を含みます。

4. 利用者負担額の根拠となる税額の計算には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

5. 未婚のひとり親の方に対しては、専業主婦（夫）に該当するものとみなし、利用者負担額（保育料）の算定を行います。

6. 利用者負担額（保育料）は、年度の途中で3歳・4歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定します。

7. 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税所得割課税により決定します。